

第 1 伐採，造林，保育 その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市の森林面積は、総面積 90,832 ha の 65.7%にあたる 59,652 ha で、そのうち国有林面積が 27,314 ha（森林面積の 45.8%）、民有林面積は 32,338ha（森林面積の 54.2%）となっている。

民有林のうち人工林は、15,610ha（民有林面積の 48.3%）だが、木材価格の低迷による採算性の低下、林業従事者の減少、若年労働者の不足等から林業経営活動は減少し、保育作業の立ち遅れが目立っている。

しかし、森林・林業に対する一般の関心度は高くなっており、特に環境保全に森林が果たす役割についての認識が広まりつつある。今後は人工林率の向上、有用広葉樹の育成、杉等の大径材の生産等を目指した造林の計画的推進、長伐期施業の促進も含めた適切な保育、間伐の実施等、また、林業担い手及び後継者の確保も図りながら多様な森林としての役割がより高度に発揮されるよう健全で活力ある森林の造成を行う必要がある。

2 森林整備の基本方針

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持造成を推進する。

（1）森林整備の基本的な考え方

本市の森林資源は、戦後の積極的な林業施業の推進により着実に増加しつつあるが、なおその多くが保育・間伐を必要とする育成段階にあることから、今後、森林の健全な育成と、質的充実に図ることを基軸とする。加えて、市民の森林に寄せる期待はより多様化・高度化しており、森林整備にあたっては、木材等の生産はもちろんのこと、森林の有する水源かん養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化等の公益的機能を多面的、高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備を図る。

なお、森林生態系の恒久的な保全、管理の必要性から、国の区分である「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」を基本として、北上川中流域森林計画で示された森林区分に沿って

- ・国土の保全、水源かん養機能の高度発揮に資する「県土水源保全森林（国の基準による水土保持林）」
 - ・原生的な森林生態系等、貴重な自然環境の保全を重視する「生態系保全森林（国の基準による森林と人との共生林）」
 - ・森林空間利用を重視した「生活環境保全森林（国の基準による森林と人との共生林）」
 - ・効率的、持続的な木材生産に資する「資源循環利用森林（国の基準による資源の循環利用林）」
- に区分する。

整備にあたっては、地域林業関係者が緊密な連携を図り、森林施業の共同化、作業従事者の育成・確保、林業機械化等に向け、条件整備を計画的かつ総合的に推進することとする。

（2）森林整備の推進方向

森林の重視すべき機能に応じた整備を行う観点から、森林資源の状況、森林に関する自然条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて森林整備を推進する。

具体的には、保育、間伐の積極的な推進による、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む森林の整備、天然生林的確な保全、管理等による立地条件に応じた多様な森林資源の整備を図り、林道については効率的な森林施業、森林の適正な管理経営及び農山村地域の振興に資するよう計画的な整備を推進することとする。

また、林道、作業道については、効率的な森林施策、森林の適切な管理運営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも資する林道等の林内路網の整備を計画的に推進する。

このため、次の4タイプに応じた森林整備を推進することとする。

（ア）県土水源保全森林（国の基準による水土保持林）

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林や地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林であり、水源かん養機能の発揮を重視すべき森林、又は

土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他災害の防備のため森林で山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林を県土水源保全森林と区分し、災害に強い県土基盤を形成し、又は良質な水の安定供給を確保する機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進するとともに、必要に応じて、保安林の指定や山地災害を防ぐ治山施設の整備を推進することとする。

具体的には、樹根及び表土の保全に留意し、林木のおう盛な成長を促しつつ、^{かそうしよくせい}下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等の森林施業を促進するとともに、高齢級の森林への誘導や伐採にともなう裸地面積の縮小及び箇所^かの分散を図ることを基本とする。

また、ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、水源のかん養や土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等必要に応じて谷止や土留等の治山施設の設置を推進することを基本とする。

(イ) 生態系保全森林(国の基準による森林と人との共生林)

地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林、優れた自然景観等を形成する森林を生態系保全森林と区分し、原始的な自然、重要な野生生物の生息・生育地及び優れた景観を恒久的に維持する観点から、自然の推移に委ねるとともに、必要に応じてその復元に視点をあいた整備を推進することを基本とする。

(ウ) 生活環境保全森林(国の基準による森林と人との共生林)

住民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山等の森林で、風や霧等の自然的要因の影響及び騒音や粉塵等人為的要因の影響を緩和し、気温や湿度を調整する等地域の快適な生活環境の保全に資する等生活環境保全機能の発揮を重視すべき森林や、住民の保健・文化・教育的利用に適した森林等の保健文化機能の発揮を重視すべき森林を生活環境保全森林と区分し、森林とのふれあいを通じた森林と人間との共生を図る観点から、生活環境保全又は保健文化機能の維持増進を特に図るための森林施業や森林の適切な保全を推進する。

具体的には、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進し、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る。

更に、生活環境の保全、保健・風致の保存等のため保安林の指定やその適切な管理、防風や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている森林の保全を推進することを基本とする。

(エ) 資源循環利用森林(国の基準による資源の循環利用林)

県民生活に不可欠であり、再生可能資源としての重要性が高まりつつある木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、木材等生産機能の発揮を重視する森林で、(ア)～(ウ)の区分以外の森林を資源循環利用森林と区分し、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進することとする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

3 造林から伐採に至る森林施業の推進方策

市民の多様なニーズに対応した森林資源の整備を推進する必要があるため、そのためには、森林を健全な状態に育成し循環利用するため、^{いくせいたんそうりん}育成単層林・^{いくせいふくそうりん}育成複層林それぞれについて森林資源の質的充実を図る。

また、森林の有する公益的機能の安定的・継続的な発揮に対する市民の期待が高まっており、それに関連する機能について従前以上の配慮が必要である。

具体的には、市、林業事業者、森林所有者等が一体となって計画的に間伐・保育等の森林整備を積極的に進める。

さらには、その基盤となる路網の整備の推進を図るとともに、施策実施体制の整備、森林組合や林業関連事業者の育成等、関連施設の積極的活用により、推進施策をもとに地域林業の振興を図る。

4 森林施業の合理化に関する基本方向

より充実した森林施業体制を推進するため、市、林業・木材産業関係者の合意形成、民有林と国有林の緊密な連携、森林施業の共同化、林業に従事する者の養成及び確保、林業機械化の促進、国産材の生産、流通及び加工における整備等について総合的に推進する。林家に対しては座談会、講習会、視察等を通じて森林施業技術を周知させるとともに林道等と機能的に関連した林内路網の整備を推進する。

また、林産物の生産、流通、加工施設や生活環境の整備を推進し、農林家の所得の向上及び福祉の向上に努める。

森林組合については育成指導体制及び経営基盤充実の強化に努めることとする。そのため、組合作業班の一層の資質向上、若手作業員の新規参入の促進、森林施業の受委託の促進による適期適正な森林施業の推進により作業員の継続的、安定的な就労の確保を図る。

第 2 立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種				
	杉	赤松	唐松	その他針葉樹	広葉樹
花巻市全域	40年	40年	35年	45年	25年

注) 標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

2 立木の伐採(主伐)標準的な方法

(1) 森林を伐採する際には、森林の多面的機能の維持増進を図るため1箇所あたりの伐採面積を極力小面積とするとともに、伐採箇所についてもできるだけ分散するなど伐採方法の多様化や伐期の長期化を図るものとする。また、保護樹帯を積極的に設置することにより、寒風害等の諸被害の防止及び風致の維持等を図るものとし、不要な材や枝条は山火事の可燃物、病害虫発生温床、更には大雨の際に下流に被害を与える恐れがあることから、より高い溪流敷外へ搬出するものとする。

(2) 人工林の皆伐は、再造林等により更新が確実になされている場所で行うものとする。

(3) 天然林の皆伐は、気候等の自然的条件及び一般的な林業技術からみて、伐採後に人工林の造成が確実であり、さらに森林生産力及び公益的機能の増進が期待される森林、又は、天然下種更新が確実な赤松等の森林や萌芽による更新が確実なこなら等の森林で行うものとする。

また、伐採後の更新を天然下種更新とする場合には、更新を確保するため伐区^{ほじゅ}の形状、母樹の保存等について配慮し、萌芽更新の場合には優良な萌芽^{ほしゅ}を発生させるため、できるだけ11月から3月の間に伐採するものとする。

(4) 伐採作業方法(施業)別の主伐^{しゅばつ}時期等の目安

伐採作業の方法		樹種	主伐 ^{しゅばつ} 時期の目安(年)	伐区の設定方法等
たく 択	たんぼくたくばつきぎょう 単木択伐作業	杉 赤松 唐松 有用広葉樹	80以上 80以上 70以上 100以上	伐採率は30%以下
	くんじょうたくばつきぎょう 群状択伐作業	杉 赤松 唐松	80以上 80以上 70以上	1伐区 20m×20m で4箇所/ha等
ばつ 伐	たいじょうたくばつきぎょう 帯状択伐作業	杉 赤松 唐松	80以上 80以上 70以上	伐採幅は高木の樹 高程度以内
かい 皆	ちようばつきぎょう 長伐期作業	杉 赤松 唐松	80以上 80以上 70以上	伐区 の大きさは、 土砂の崩壊、流出に 伴い下流域に被害 を及ぼすおそれが ない程度とする。
		けやきその他造 林 実績のある 有用広葉樹	100以上	
	たん ちゆうばつきぎょう 短一申伐期作業	杉 赤松 唐松	45～60 45～60 40～55	
		なら類	25～30	

3 主伐^{しゅばつ}を見合わせるべき立木の樹種別の年齢

地 域	樹 種				
	杉	赤松	唐松	その他針葉樹	広葉樹
花巻市全域	年 20	年 20	年 15	年 20	年 10

注) 下記の森林は除く

- ア 保安林、保安施設地区内の森林、森林法施行規則第7条の2各号に掲げる森林及び原生自然環境保全地域内の森林であって立木の伐採について、禁止され、又は伐採の年齢について制限のある森林
- イ 特用林及び自家用林
- ウ 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分として4で定める森林
- エ 試験研究の目的に供している森林その他これに準ずる森林
- オ 森林保健機能増進計画に記載されている森林保健施設 の位置に存する森林

4 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

伐採を促進すべき林分は表1のとおりとする。

- ・防風、飛砂防止、土砂流出防備等公益的機能 の高い松林を松くい虫被害の拡大から保全するための予防対策であり、皆伐^{かいばつ}を原則として、具体的方法は松くい虫対策としての伐採施業方針による。
- ・更新の方法及び期間は第3によるものとする。

なお、病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合などについては、表1に定める森林以外の森林であっても、伐採を促進することにつき、市長が個別に判断するものとする。

5 その他必要な事項

資源循環利用森林において持続的・安定的な木材等の生産を図るため、森林を伐採する際には、

森林の有する公益的機能の維持増進を図りながら木材を安定的に供給するため、成長量程度の伐採を行うよう努める。

第 3 造林 に関する事項

1 人工造林 及び天然更新 の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林 の対象樹種	杉、赤松、唐松、造林実績のある有用広葉樹	左記以外に定める樹種以外の造林を行う場合には、林業普及指導員等の指導を受け適切な樹種を選択する。
天然更新 の対象樹種	赤松、なら類、くり、その他造林実績のある有用広葉樹	

2 植栽本数その他造林 の標準的な方法

(1)人工林 の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

(ア) 皆伐作業の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
杉	疎	2,000	左記以外に定める本数の範囲外の造林を行う場合には、林業普及指導員等の指導を受け適切な本数を選択する。
	中	3,000	
	密	4,000	
赤松	疎	2,800	
	中	4,000	
	密	5,000	
唐松	疎	1,800	
	中	2,500	
	密	3,000	

(イ)非皆伐施業の植栽本数

複層林化や混交林化を図る森林では、疎仕立ての本数に下層木 以外の立木の伐採率（材積又は樹冠占有面積による率）を乗じた本数以上の植栽本数を標準とする。

(2)その他人工造林 の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地 拵 の 方法	かん木・笹等は地際から全刈伐倒し筋状に集積し、林地の保全に努める。 なお、地拵の際に溪流敷内に端材、枝条等を放置しないよう留意するとともに、大雨で流されないよう杭木によりしっかり固定する。
植付けの方法	植穴を深く掘り、根をよく広げ、地被物を入れないよう丁寧に行う。
植栽の時期	苗木が成長を始める前に行う。秋植は落葉から降霜期までに行う。

(3) 天然更新 補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
萌芽更新	萌芽 発生後 4 ~ 7 年目頃に株当たり 2 ~ 5 本に仕立てる。株が不足し、疎立となる見込みの場合は植込みを行う。また、伐採後おおむね 5 年を超えない期間を経過した時点で、更新完了の基準を用いて更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図るべき旨を定めるものとする。
天然下種更新	更新の阻害箇所では地表かき起こしを行う。更新の不十分な箇所には植込みを行う。また、伐採後おおむね 5 年を超えない期間を経過した時点で、更新完了の基準を用いて更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図るべき旨を定めるものとする。

3 伐採跡地の更新すべき期間

(ア) 人工造林 による更新

原則として伐採後 2 年以内とする。

ただし、択伐 による伐採跡地に係るものについては、伐採後おおむね 5 年以内とする。

(イ) 天然更新による更新

伐採後おおむね 5 年以内に、更新状況の確認を行い、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実な更新を図るものとする。

4 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在 該当なし

5 その他必要な事項 特になし

第 4 間伐 を実施すべき標準的な林齢，間伐 及び保育 の標準的な方法
その他間伐 及び保育 の基準

1 間伐 を実施すべき標準的な林齢及び間伐 の標準的な方法

樹 種	施業体系	植栽本数 (本/ ha)	地 位	間伐 を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間 伐率(年 / %)					標準的な 方法	備考
				初回	2 回目	3 回目	4 回目	5 回目		
杉	中仕立て	3,000	上	17/20	22/20	29/30	40/25	59/25	1.生産目標 等により時期，回数， 間伐率を調整する。林 縁は残す等 必要な措置 を講ずる。	
	中仕立て	3,000	中	19/20	25/20	33/30	46/30			
赤松	中仕立て	4,000	上	*15/30	19/30	24/30	31/30	42/30	2. *は保育 間伐 である。 3. 間伐 の 実施時期は 上層木の 隣接する枝 葉が重なり はじめて3 年以内を目 安とする。	
	中仕立て	4,000	中	17/30	21/30	27/30	36/30	51/30		
唐松	中仕立て	2,500	上	*14/25	18/25	24/25	35/30			
	中仕立て	2,500	中	16/25	21/25	29/25	48/30			

2 保育の作業種別の標準的な方法

() 書きは地位が「上」の場合

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数(年/回数)														標準的な方法
		1	2	3	4	5	6	7	8	10	11	12	13	15	16	
下刈	杉	1	1	1	1	1										丈が雑草木の1.5倍になるまで行う。成長が最盛期となる直前。6月頃
	赤松	1	1	1	1	1										
	唐松	1	1	1	1											
つる切	杉							1			1				繁茂が著しい所でつる切・進入広葉樹等の除去を行う時期は7~8月頃	
	赤松						1			1						
除伐	杉							1,					1		除去を行う時期は7~8月頃	
	赤松							1,					1			
枝打	杉										1				径が8cm以上になる前に実施する。	
	唐松												1			

3 その他間伐及び保育の基準

森林の生育状況の差違等により上記1、2に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達成することができないと見込まれる森林については、当該差違に応じた間伐又は保育を行うものとする。

4 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数

樹種	仕立ての方法	収量比数 (Ry)	備考
杉	疎	0.70	幹折れ等の雪害を防ぐため、初回間伐は疎~中仕立ての収量比数で間伐を行うものとする
	中	0.80	
	密	0.90	
赤松	疎	0.65	
	中	0.75	
	密	0.85	
唐松	疎	0.65	
	中	0.75	
	密	0.85	

第5 要間伐森林の所在並びに実施すべき間伐又は保育の方法及び時期に関する事項

要間伐森林の所在地は表2のとおりとする。

間伐又は保育の方法は第4の1に準ずるものとし、時期は平成25年3月31日までとする。

第6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域

公益的機能別施業森林は、水源かん養機能等維持増進森林(第1の2(2)に示す森林の区分のうち「県土水源保全森林(国の基準による水土保全林)」の区域)及び環境保全機能等維持増進森林(第1の2(2)に示す森林の区分のうち「生態系保全森林および生活環境保全森林(国の基準による森林と人との共生林)」の区域)に区分して区域を定める。なお、公益的機能別施業森林の区域以外の区域が第1の2(2)に示す森林区分のうち、「資源循環利用森林(国の基準による資源の循環利用林)」の区域となる。

(1) 水源かん養機能等維持増進森林

当該森林の区域

当該森林の区域は表3(1)のとおりとする。

複層林施業^{ふくそうりんせぎょう}を推進すべき森林の区域

該当なし

長伐期施業^{ちやうばつき}を推進すべき森林の区域

の区域のうち、長伐期施業^{ちやうばつき}を推進すべき森林の区域は表4のとおりとする。

(2) 環境保全機能等維持増進森林

当該森林の区域

環境保全機能等維持増進森林のうち生態系保全森林(国の基準による森林と人の共生林)の区域は表3(2)のとおり、生活環境保全森林(国の基準による森林と人の共生林)の区域は表3(2)のとおりとする。

風害の防備のための森林その他の特に帯状に残存すべき森林の区域

該当なし

広葉樹等転換を必要とする森林(要転換森林)の区域

該当なし

特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林の区域

該当なし

(3) (1)又は(2)のうち伐採方法その他施業の方法を特定する必要のある森林

該当なし

2 公益的機能別施業森林の区域における施業の方法

(1) 水源かん養機能等維持増進森林

当該森林の区域における施業の標準的な方法

水源かん養機能又は山地災害防止機能の高度発揮を図るため、立地条件に応じて複層林^{ふくそうりん}化や広葉樹の導入による針広混交林^{せんこうりん}化を積極的に推進することを旨として、伐区はできるだけ縮小・分散するとともに、できるだけ長伐期^{ちやうばつき}化を図るものとする。

天然林については、天然力を活用し機能維持に努めつつ、有効な樹種を含む森林については、長伐期施業^{ちやうばつきせぎょう}を指向しつつ伐採^{たくばつ}は択伐^{たくばつ}を基本とする。

人工林については、長伐期^{ちやうばつき}化、複層林^{ふくそうりん}化に努めるとともに、伐採^{たくばつ}は択伐^{たくばつ}または小面積皆伐^{かいばつ}を基本とする。

混交林^{こんこうりん}化を図る森林においては、間伐^{かんぱつ}の積極的な実施及び天然力を活用した広葉樹の導入により、針広混交林^{せんこうりん}化等の促進を図り、森林の土壌保持機能及び貯水能の向上を図る。

伐区^{ぱく}の大きさは、土砂の崩壊、流出に伴い下流域に被害を及ぼすおそれがない程度とすることを基本とする。

間伐^{かんぱつ}(密度調整)を実施すべき森林の収量比数^{しゅうりょうひすう}は、第4の4に定めるとおりとし、下層植生^{かそうしょくせい}の維持を図り、根系の発達を確保することとする。

複層林施業^{ふくそうりんせぎょう}を推進すべき森林の区域における施業の方法

該当なし

長伐期施業^{ちやうばつき}を推進すべき森林の区域における施業の方法

長伐期施業^{ちやうばつき}を推進すべき森林の区域における施業の方法は表4のとおりとする。

(2) 環境保全機能等維持増進森林

当該森林の区域における施業の標準的な方法

ア 生態系保全森林(国の基準による森林と人の共生林)

・原生的な自然、重要な野生動植物の生息・生育地及び優れた景観を構成している森林については、自然の遷移に委ねることを基本に、必要に応じて森林生態系の復元に視点をいた整備を行うことを基本とする。

・急激な自然環境の変化を防ぐとともに、森林生態系の連続性を確保する観点から、極力伐採を

控え^{しゅばつ}は原則として^{たくぼつ}とし、野生動植物の生息・生育地の確保や希少動物の繁殖期を避けるなどの配慮をすることを基本とする。

・天然林については、天然力の活用を基本とし、必要に応じ、植生の復元等を図る施業を基本とする。

・人工林については、^{ちようぼつき}長伐期化し^{こんこうりん}混交林への誘導を図る。また、^{かそうしよくせい}下層植生導入のための強度の間伐や、^{ちようきんるい}大型猛禽類の採餌場の確保のための^{れつじようかんぼつ}列状間伐等を行うことを基本とする。

・野生生物の生息地の減少及び分断を防ぐべき地域においては、広域的な観点から森林の連続性に配慮した回廊状の森林の確保を図ることを基本とする。

・国有林に隣接した森林については、森林生態系保全の観点から、国有林と連携し一体となった管理を行うことを基本とする。

イ 生活環境保全森林（国の基準による森林と人との共生林）

生活環境保全機能又は保健文化機能の高度発揮を図るため、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とした自然環境の保全や景観の維持向上等個々の森林に対する要請に応じた適切な森林施業とする。

【森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動を通じた環境教育や健康づくりの場として利用される森林】

・快適な森林環境や優れた森林景観を保全又は創出する必要がある森林は、森林構成の多様化や景観の向上に配慮した天然生林施業又は郷土樹種^{いっせいふくそうりんせぎよう}を基本とした花木や広葉樹との混交も考慮に入れた^{いっせいふくそうりんせぎよう}育成複層林施業を基本とする。

・人工林の有する美的景観を確保する必要がある森林は、^{いっせいたんそうりんせぎよう}景観維持のための^{いっせいたんそうりんせぎよう}育成単層林施業とする。

【都市近郊や里山等地域住民の生活に密接な関わりを持ち、よりよい生活環境の維持及び創出に不可欠な森林】

・極力伐採を控え、^{しゅばつ}主伐の方法は、原則として^{たくぼつ}択伐とする。

・更新にあたっては、求められる効果に最も適合した森林の姿になるように誘導するための樹種の選定や立木の密度等に配慮するものとする。

・保育、間伐にあたっては、下枝の着生状態や葉量の保持等に配慮するものとする。

特に帯状に残存すべき森林の区域における施業の方法

該当なし

広葉樹等転換を必要とする森林（要転換森林）の区域における施業の方法

該当なし

特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林の区域における施業の方法

該当なし

(3) (1)又は(2)のうち伐採方法その他施業の方法を特定する必要がある森林の区域における施業の方法

該当なし

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

多様な森林管理に対応していくため、市内に限らずボランティアや特定非営利法人がどのような形で参画し、施業を行えるか検討し、協定締結による森林整備を行う際に必要な条件整備をする。

(2) その他

特になし

第 7 森林の保健機能の増進に関する事項

該当なし

第 8 森林施業 の共同化の促進に関する事項

1 森林施業 の共同化の促進方向

適正な森林施業 を行う森林所有者や林家が少ない状況改善のため、市、県、森林組合等林業関係機関が協力し集落座談会等で小規模分散的な森林施業 の共同化や団地化を進め、地域が一体となった林業推進体制の確立を図るほか、森林組合や意欲ある林業経営体や事業体への施業の受委託を推進する。また、不在村者^{ふざいそん}や森林所有者へ各種補助制度の活用を積極的に働きかけ、適正な保育 の推進による森林機能の整備と林業振興の促進を図る。

2 施業実施協定の締結その他森林施業 の共同化の促進方策

効率的な施業を実施するため、類似する林分や隣接する区域等においては、作業システムの導入や施業の共同化、実施施業協定の締結、林業施業の受委託の促進に努める。また、施業団地の中でモデルとなる団地を設定し、施業の共同化を推し進める。

合理的な施業に必要な林内作業路については森林所有者が相互に協力して維持管理に努めるように指導する。

森林施業共同化重点実施地区の設定計画は表 5 のとおりとする。

3 共同して森林施業 を実施する上で留意すべき事項

ア 共同して森林施業 を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。

ウ 共同施業実施者の一者がア又はイにより明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業 の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。

エ 作業路網その他の施設の維持運営は、共同作成者の共同により実施すること。

オ 共同作成者合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

第 9 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

1 林業に従事する者の養成及び確保の方向

本市の林業労働力は、全国的な傾向と同じく高齢化が進み、さらに減少を続けている。林業担い手の育成のため、林業労働者の賃金と休日の確保、就労条件の改善、就労安定及び通年就労に取り組む。また、各種研修や相互交流のために既存の施設を利用し、林業者の林業活動の活性化と担い手の確保を図る。

一方で森林施業 としいたけ等の特用林産物^{とくようりんさんぶつ} を組み合わせた計画的経営を実現している者もあり、適切な指導援助等を行うことで林業経営に明るい希望も期待される。このため特用林産物^{とくようりんさんぶつ} の振興等による複合経営を推進し、林家の経営安定により地域の林業担い手の確保に結び付けるとともに、就労条件の改善や福利の向上を促進する。

また、成熟を迎えつつある人工林の地域内生産の付加価値を高めるため、木材業、製材業等林業事業体の体質強化を促進し、森林組合については地域林業の中核的担い手としてその力を十分に発揮できるように、林家等の森林施業の受委託の促進と林業機械化に向けた技術研修や施設整備などによる組織体制・経営基盤の強化を促進する。

林業労働力の確保を図るため、本市は財団法人岩手県林業労働対策基金に出帽した。

2 林業労働者及び林業後継者の育成方策

(1) 林業労働者の育成

林業労働者の育成及び、若年労働者の新規参入を促進するため、就労条件の改善、福利の向上、及び施業方法の機械化による労働条件の軽減等で魅力ある環境づくりを促進する。

また、岩手県林業労働対策基金が行う各種事業や県等の関係機関が実施するオペレーター研修会等に積極的に研修させることで専門的な技能、技術の習得を促進し、高度な技能を有する基幹的林業技術者の育成に努める。

(2) 林業後継者等の育成

林業経営体の経営規模、経営構造に対応した効率的な林業経営を促進し、経営意欲の高揚を図ることで活発な林業生産活動の展開を推進する。また、地域の特徴を活かした林業と観光等の他産業とを組み合わせた複合経営を推進するとともに、生活環境の整備を進め、定住環境の向上を図る。

また、児童生徒のボランティア活動による森林施業、林業教室、体験学習、交流会への参加や、森林愛護少年団の新規結成を進める。

若年層の新規参入を促進するため、林業家によるグループづくりで労働安全衛生の徹底、作業の軽減化、魅力ある職場づくり等を推進するほか、「グリーンマイスター」等地域林業のリーダーとなる林業後継者の確保を行う。

林業に従事していない小規模森林所有者等に対しては座談会等を通じ林業の経営意欲の高揚や、森林施業に関する基礎的技術の普及を図り、余暇等における自家労働力の活用を図る。

林業後継者の経営意識の高揚と活発な林業生産活動を促進するため、森林組合青壮年部の組織的活動に対しては援助を行う。

活動拠点施設の整備・・・該当なし

3 林業事業体の体質強化策

林業事業体個々の安定的、継続的な経営基盤の充実強化に努め、相互の連携強化と事業の共同受注体制の整備等を進めながら、木材価格低迷の脱却と事業量の安定的な確保を図り、林業事業体の体質を強化する。

本市における林業振興の中核的役割を担う森林組合については安定的発展を図るため、市、県、関係団体との連携を強化し、未加入林家に対する積極的な組合への加入促進や作業班員の資質の向上を図り、森林施業の確保と拡大、主間伐材等の素材生産及び、林産物の受託制度の強化や共業による生産量の確保により組合事業の拡大と経営基盤の確立を促進する。

当市は森林組合に対して出資や市有林の施業委託等を実施しているが、今後もこれらを継続して、地域林業の中核として育成して行く。

第10 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

1 林業機械の促進方向

本市には間伐の促進を図る林分が多く、若い林業労働者の参入や生産性の向上及び労働強度の軽減のためにも、従来のチェーンソーや刈払機等の手持ち機械を中心とした作業体系から、地域の特性に応じた高性能機械を利用した機械作業システムの導入を推進する必要がある。そのため、機械作業の普及宣伝、林業機械オペレーターの養成及び機械の共同利用等機械作業のシステム化を整備し、作業受託量の確保や機械作業に必要な路網等の基盤整備を推進する。

2 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状 (参考)	将 来
伐 倒 造 材	緩斜地	伐倒 チェーンソー 集材 小型トラクター 造材 チェーンソー	伐倒 ハーベスタ・フェラーバンチャー 集材 フォワーダ・スキッター 造材 プロセッサ
	急斜地	伐倒 チェーンソー 集材 小型集材機 造材 チェーンソー	伐倒 チェーンソー 集材 スイングヤーダ・タワーヤーダ 造材 プロセッサ
造林 保育等	じごしらえ 地 拵 下 刈 じよばつ 除伐 えだうち 枝打	刈払機、チェーンソー 刈払機 チェーンソー えだうち 枝打のこ	刈払機、チェーンソー 刈払機 チェーンソー えだうち 自動枝打機

3 林業機械化の促進方策

高性能林業機械を利用した機械作業システムを導入するため森林所有者へ啓蒙活動を行い、機械作業の普及、オペレーターの養成、及び機械の共同作業化等機械作業システム 化を推進する体制を整備する。機械の導入にあたっては各種補助事業、融資事業の導入を図り、機械の共同利用や作業委託を進める。

第 11 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 作業路網等の整備の方向

効率的な作業の推進と経費の軽減による省力的な林内作業を行う必要があるため、林道及び公道と施業対象地を有機的に連結し、合理的で的確な森林施業 を確保するための作業路網を整備する。また、小規模の森林が多く集まり、一体的な施業の実施が可能な地域では各種事業を導入し共同で作業路を開設するなど、合理的、効率的な路網の整備に努める。

なお、作業路整備にあたっては、環境緑化、森林保全等を考慮しながら効果的な整備を推進するものとする。

2 作業路網の整備計画

作業路網の整備計画は表 6 のとおりとする。

3 その他森林の整備のために必要な施設の整備計画 …… 特になし

第 12 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

素材の生産については優良木の主産地化を目指す。また、天然広葉樹資源の有効活用を図るため、建築材やしいたけ原木等の用途を定めて施業管理し、計画的な生産を図る。市、県、森林組合等の関係機関や製材業者等と連携を取りながら、活性化林業構造改善事業で整備した製材加工施設を活かし、素材生産から流通、販売までの一貫体制の強化を図る。林道や作業路の維持管理には木材製品を使用するとともに、他の業界にも木材利用を喚起する。

また、^{とくようりんさんぶつ}特用林産物の主体であるしいたけ栽培は、安定した栽培と品質の向上を図るため、生産基盤の整備と生産技術の高度化、均一化等生産性の向上を図りながら、しいたけ産業推進協議会等と情報収集を行い、しいたけ原木のあっせん、集出荷体制の確立及びその流通機構の整備を進める。また、まつたけ等きのこの生産振興を図るため補助事業を活用した、はたけしめじの培養施設の設置やあみたけの発環境整備等を検討する。

さらに、豊富な広葉樹を活用した木炭などの^{とくようりんさんぶつ}特用林産物の生産振興策を推進し、農林家の所得の向上に努める。特に、山菜、きのこ類などの^{とくようりんさんぶつ}特用林産物に付加価値を高めて販売するために、産直販売等を展開しながら販路を拡大して、特産物の需要拡大に努める。

林産物の生産（^{とくようりんさんぶつ}特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画は表7のとおりとする。

第 13 その他森林の整備のために必要な事項

1 森林施業計画 の作成に関する事項

森林施業計画 を作成する際には次に掲げる事項に十分留意する。

- ア 第3の4の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における^{しゅばつ}主伐後の植栽
- イ 第4の4の間伐 を実施すべき森林の立木の^{しゅうりょうひすう}収量比数 となる場合における立木の材積を超える人工林の適切な間伐
- ウ 第6の1の(2)の 広葉樹等転換を必要とする森林における針葉樹人工林の計画的な広葉樹等への転換
- エ 第8の3の共同して森林施業 を実施する上で留意すべき事項を踏まえた施業等の共同化

2 生活環境の整備に関する事項

近年の生活水準の向上、余暇時間の増加、高齢化の進展等に伴い、森林は今後、木材生産や国土保全等の役割だけではなく、野外教育や環境教育の場、地域住民と都市住民との交流の場等としてますます要請が多様化、高度化するものと思われる。環境保全機能の高い森林については、公有林化等の方法も含めて森林の保全に努めるとともに、身近でより生活に密着したふれあいの場として森林を総合的に利用する。

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対函番号	備考
集落環境整備	花巻湯口	用排水施設	◇ 1	

3 森林の管理の状況から公益的機能 の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項

計画区域内にある森林のうち、水源かん養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健化機能等公益的機能 の高い森林については、これらの機能を十分に発揮させるため、適切な保育、間伐等の施業を実施し、健全な森林づくりなどに努め森林の整備を推進する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

地域住民の生活に関わりを持つ森林については、森林構成の維持を基本とし、樹種の選定や立木密度に配慮した施業を実施する。また森林所有者と地域住民との連携及び交流の下で、快適な森林空間の創出に努め、森林整備及び保全活動と利用活動を一体的に実施できる「森林づくりボランティア活動や」や「森林ふれあい体験」等を推進する。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参 考)		将 来		備考
	位 置	規 模	位 置	規 模	
平塚・花巻交流の森	花巻金矢	キャンプ場・展望台			▽1
胡四王の森	花巻矢沢	展望台・遊歩道			▽2
こぶし・桜の花巻く公園	花巻湯口	遊歩道			▽3
戸塚森森林公園	石鳥谷新堀	遊歩道ほか			▽4
東和町いこいの森	東和田瀬	キャンプ場			▽5
田瀬湖ふれあいランド	東和田瀬	遊具・バーベキューハウス			▽6

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

ボランティア活動や募金等を通じて、地域住民がそれぞれ可能な手段により森林作りに参加できるような体制づくりを行う。また、植樹祭、育樹祭等のイベントを通じ、数多くの人達に森林施業と作業後の爽快感を体験してもらい、林業への理解と森林の持つ多様な機能を周知させる。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

森林の公益的機能を十分に発揮させるため、流域内の森林の状況、上流の森林から下流域が受けている利益に関する情報等の提供を進める。また、水資源のかん養のため、川下の小学生による植樹活動がある場合にはその活動を援助する。

(3) その他・・・特になし

6 その他

公益的機能を持つ貴重な資源を山火事等の災害から守るため、山火事防止の啓発を実施し、住民に対する防災意識の高揚を図る。

本市は県内において、松くい虫被害先端地域に指定されており、周辺市町村への被害拡大の防止と本市の被害の収束を図るため、森林巡視等の監視体制を強化し、市、県、森林組合、森林所有者が一体となって健全な森林づくりを推進する。

また、里山を活用し、「安らぎ」「ゆとり」を感じさせる森林の整備を推進する。

なお、保安林 その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施するものとする。